

新しい 教育委員決まる



尾山幹雄
新教育委員

4月28日の臨時議会で選任同意された尾山幹雄さんが、新たに教育委員として町長から任命されました。また、30日に開かれた臨時教育委員会で新教育委員長に佐野光好委員が、職務代理に深澤謙治委員がそれ選ばれ、渡辺正和委員、尾山幹雄委員、四條教育長の5名による新体制となりました。教育委員の皆さん、これからも町の教育行政が円滑に推進できますようお願いいたします。

なお、この度任期満了により退任されました金井さとみ委員長の功績に感謝するとともに、今後のご活躍をお祈りいたします。ありがとうございました。

特集

自転車乗つのルール

最近、自転車が関係する交通事故が増加しています。

自転車が車道や歩道を無秩序に走行し、歩行者に怪我をさせる。自動車の存在をまったく無視し、自分勝手に走行する。信号無視。などの実態を踏まえ、自転車の歩道通行要件の明確化・安全利用方法・罰則などの内容を含む改正道路交通法が、今年6月19日までに施行されます。

まずは、次にあげる「自転車安全利用五則」を守ることから、自転車運転中の携帯電話及びヘッドフォンの使用禁止、傘差し運転など危険な運転の禁止など、自転車の安全利用を促進して交通事故防止に努めましょう！

△「自転車安全利用五則」

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 中学生以下はヘルメットを着用

自転車だつて違反をすれば、さしつり罰則対象なんですか！

△自転車の主な違反と罰則

☆酒酔い運転…5年以下の懲役または10万円以下の罰金

☆信号無視…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

☆一時不停止…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

☆右側通行…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

☆軽車両の並進…2万円以下の罰金又は科料

☆夜間無灯火…5万円以下の罰金

☆反射材等の未装着…5万円以下の罰金

☆片手になる行為（傘さし等）による運転…5万円以下の罰金

☆普通自転車通行可の歩道通行中ににおける通行区分

（車道寄り以外の部分通行、指定部 分以外通行、徐行しない、歩行者の通行妨害となるのに一時停止しない）

……2万円以下の罰金又は科料

☆一人乗り…5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は科料

◇問合せ先

警察本部交通企画課

☎ 055-235-2121代
南部警察署

64-3301

特定健診・保健指導

part 1



② また、労働安全衛生法で、雇用者は雇用する労働者に対して事業主健診を実施しなければならないと定められており、特定健診よりもそろそろが優先義務となっています。

なお、社会保険等の被扶養者に関しては事業主健診の義務はありませんが、①の理由により社会保険等により実施されることになります。

今年から新しく変わる健診（特定健診）について、問合せの多い内容を、Q&Aの形でお知らせしていきたいと思います。今回は次の3点です。

（6月以降もお知らせしていく予定です）

問
どうして、社会保険本人は町で特定健診を受けられないのですか

答

① 新しく始まる「特定健診」は、洛健康保険に義務付けられることになります。南部町国民健康保険で実施する健診に関する費用も、国などの補助金と被保険者の方に窓口で負担していただく分以外は、国保税で実施することになります。

平成20年4月以降に、各健康保険から健診の「受診券」というものが交付されます。健診を受ける際の自己負担額は、受診券に記載された額となりますのでご注意ください。（国保や町で実施する健診とは額が異なります）社会保険など、受診券をもらうのに申請が必要な健康保険もあります。申請方法など詳しくは、保険証に記載のある電話番号にお問い合わせください。また、国保や後期高齢者以外の方が健診を受けるときには、受診券と健康保険証が必要になります。

問

社会保険等の扶養に入っているが、どのように健診を受けた方がいいのでしょうか

答

今年の特定健診は、9月に実施予定です。9月までに受診券があ手元に届いていれば、町の健診会場で特定健診が受けられますので、発行予定を確認してみてください。間に合わない場合でも保険によっては、保険証だけで受けよといふこともありますので、各保険に確認してみてください。

健康保険に聞いてみたのですが、受診券の発行はまだ先になりますということでした。町の健診会場では受けられないのでしょうか。

問

今年の特定健診は、9月に実施予定です。9月までに受診券があ手元に届いていれば、町の健診会場で特定健診が受けられますので、発行予定を確認してみてください。間に合わない場合でも保険によっては、保険証だけで受けよといふこともありますので、各保険に確認してみてください。

問

特定健診とは…

平成20年度から、新たに各健康保険に義務付けられた健診で、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。40歳～74歳の人は、これまでの基本健診に変えて、この特定健診を受けていただくことになります。平成20年度は、9月に実施予定です。

特定健診の問合せ先

種別	保険者名	問合せ先
国保	南部町国民健康保険	0556-64-4836 0556-66-3405
医師国保	山梨県医師国保組合	055-222-0003
建設国保	中央建設国民健康保険組合山梨支部	055-232-8845
社会保険	山梨県社会保険事務局 または 社会保険健康事業団山梨県支部	055-231-8778 055-224-3341
健康保険組合	山梨中央銀行健康保険組合	055-224-1138
	山梨交通健康保険組合	055-223-0807
	山梨県自動車販売整備健康保険組合	055-263-1651
	シチズン山梨健康保険組合	0555-23-6488
	山日ワイピーエス健康保険組合	055-231-3088
	東京電力山梨支部	055-270-2175
	甲信越しんきん山梨支部	055-228-5943
	甲信越信用組合山梨支部	055-232-5848
	山梨連合会事務局	055-230-2027
共済組合	山梨地区共済組合連絡協議会	055-223-1745

県外の健康保険など、ここに記載されていない健康保険については、保険証に記載してある電話番号へお問合せください。